

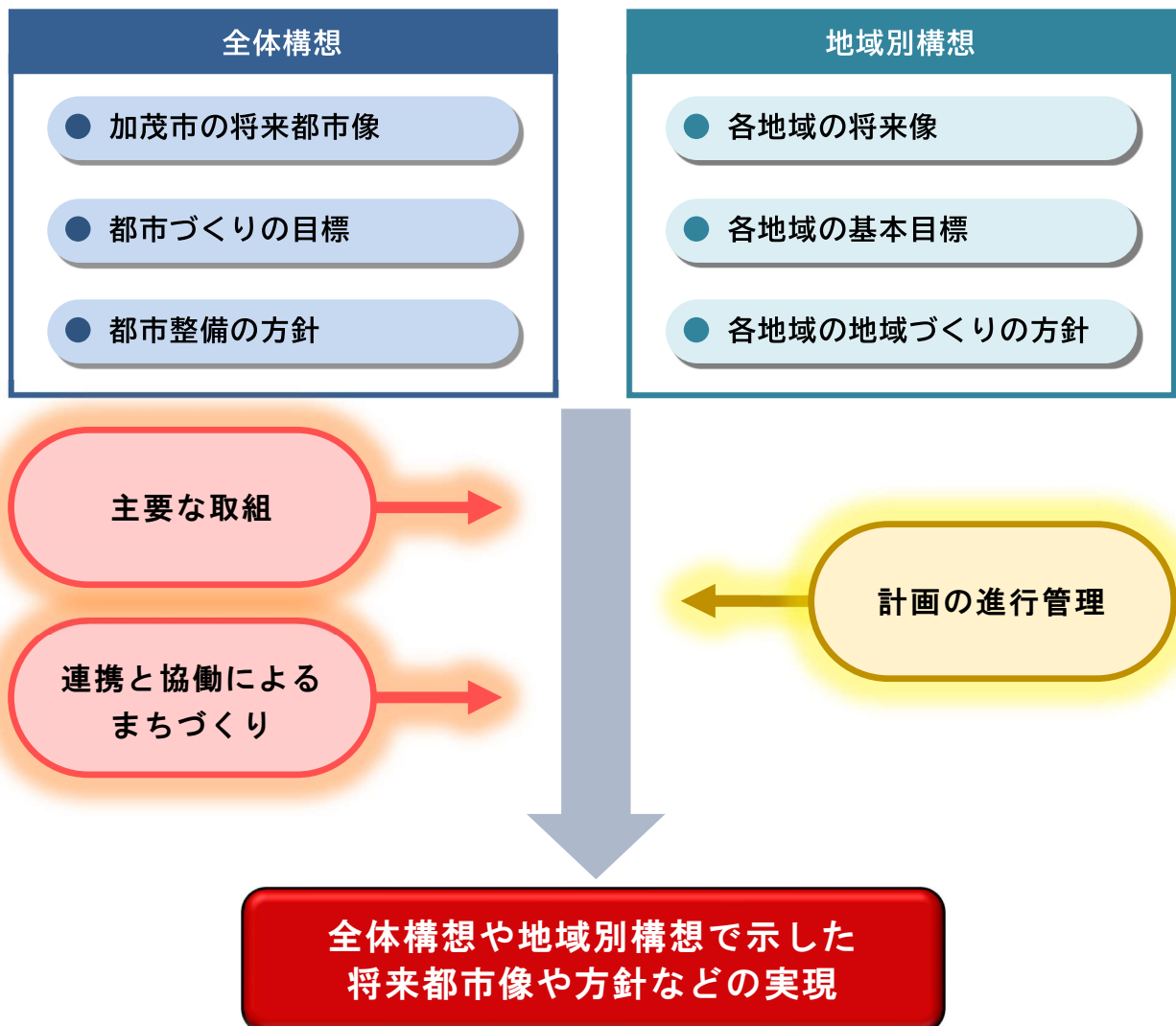
第6章 実現に向けて

1. 実現化方策の概要

実現化方策は、全体構想で示した加茂市の将来都市像、都市づくりの目標、都市整備の方針、また、地域別構想で示した各地域の将来像と基本目標、地域づくりの方針を実現するために必要な取組を示すものです。

全体構想や地域別構想で示した将来都市像や方針などを実現するためには、主要な取組を明確化しながら実現性を高めることや、市民、事業者、行政などの多様な主体がまちづくりに関わるのが重要です。また、本計画で掲げた方針を計画的に進行管理することが重要であることから、実現化方策については、「連携と協働によるまちづくり」及び「計画の進行管理」の観点から、取組を整理します。

【実現化方策の概要】

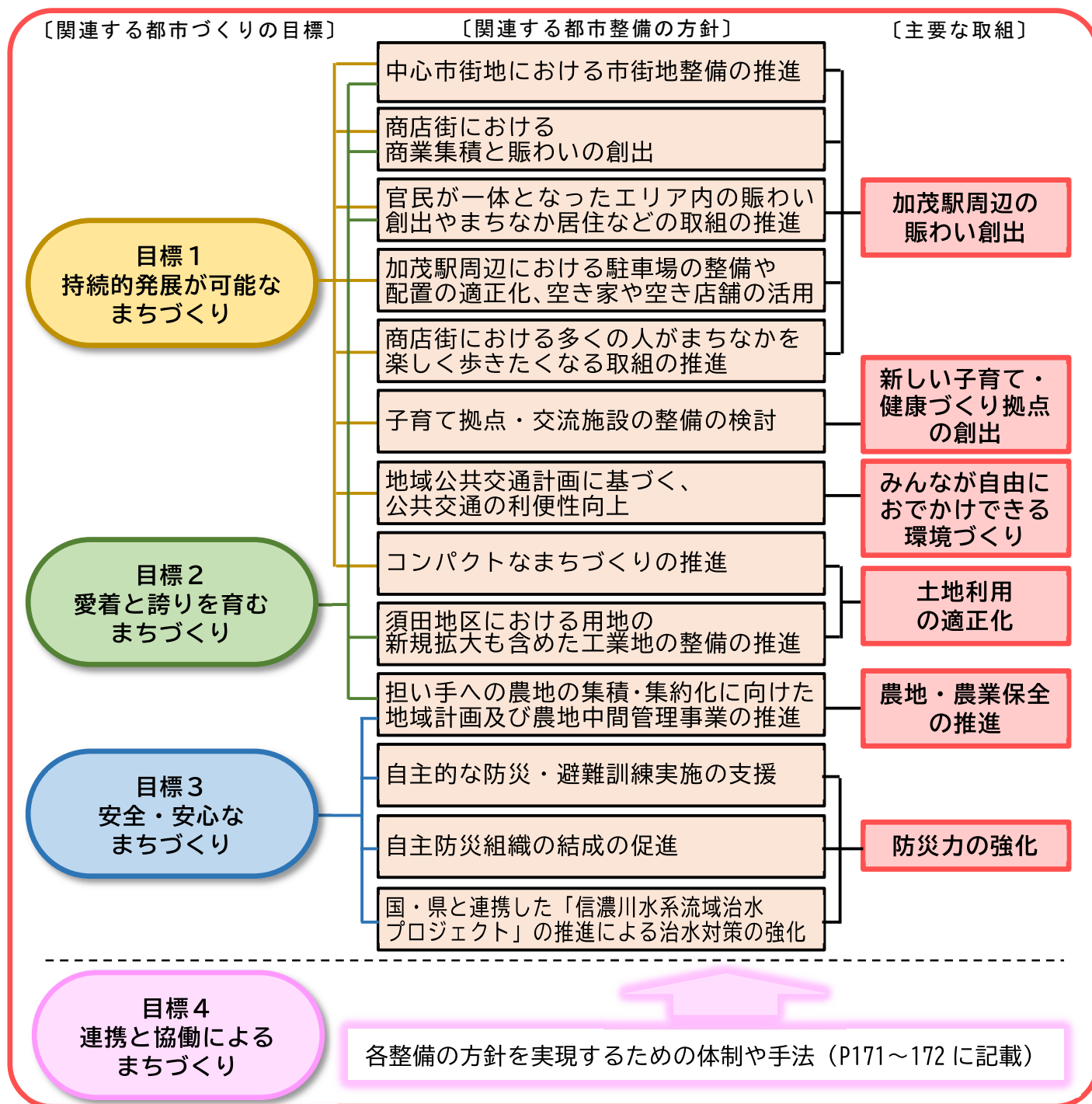


2. 主要な取組

2-1 主要な取組の体系

「第4章 都市整備の方針」で示す各種方針のうち、「第3章 都市の将来像」で設定した“都市づくりの目標”の実現に向けて、現在加茂市で実施中の施策や短中期（おおむね10年以内）で実施する施策、さらに都市整備の方針の6つの分野との関連性を踏まえた主要な取組を示します。

【主要な取組の体系】



2-2 加茂駅周辺の賑わい創出

中心市街地における賑わい創出の取組を戦略的・継続的に推進するため、官民の垣根を超えた様々な主体が参画する組織（加茂駅周辺まちなかエリアプラットフォーム（以下「エリアプラットフォーム」））が設立されました。

エリアプラットフォームでは、加茂駅周辺まちなかエリアのまちづくりの指針となる「加茂駅周辺まちなかエリア未来ビジョン」（以下「未来ビジョン」）を策定しました。

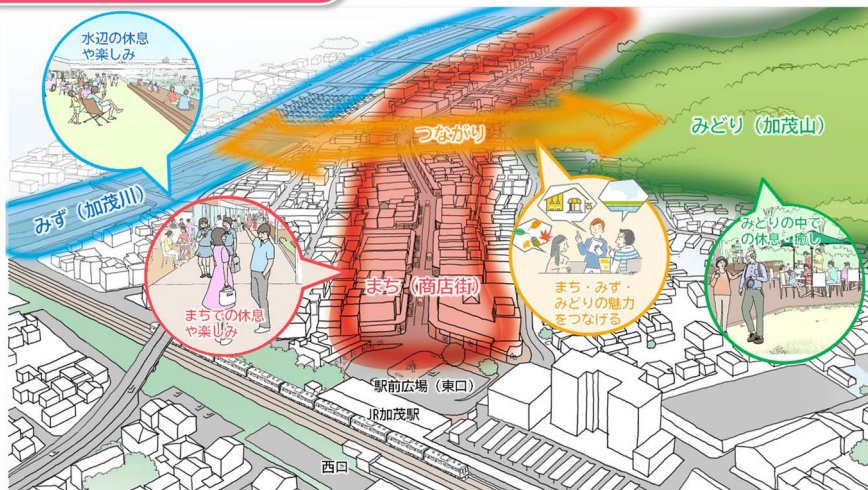
この「未来ビジョン」に基づき、官民連携のもと、まち（商店街）、みず（加茂川）、みどり（加茂山）といった地域資源を一体的（つながり）に活用し、滞在性や回遊性に資する取組を推進します。

■エリアの将来像

**まちまるごと、
みちのえき**

～日常が とっておき になる～

加茂駅周辺まちなかエリアをまるごと1つの「みちのえき」と位置づけ、商業・観光としての機能のほか【憩い・休息機能】、【地域の連携機能】、【情報発信機能】の3つの機能を備えるエリア構築を進めます。中心市街地整備の方向性として、この考え方のもと、ハード・ソフト双方の取組を推進します。



■未来ビジョンにおける将来像実現のためのポイント

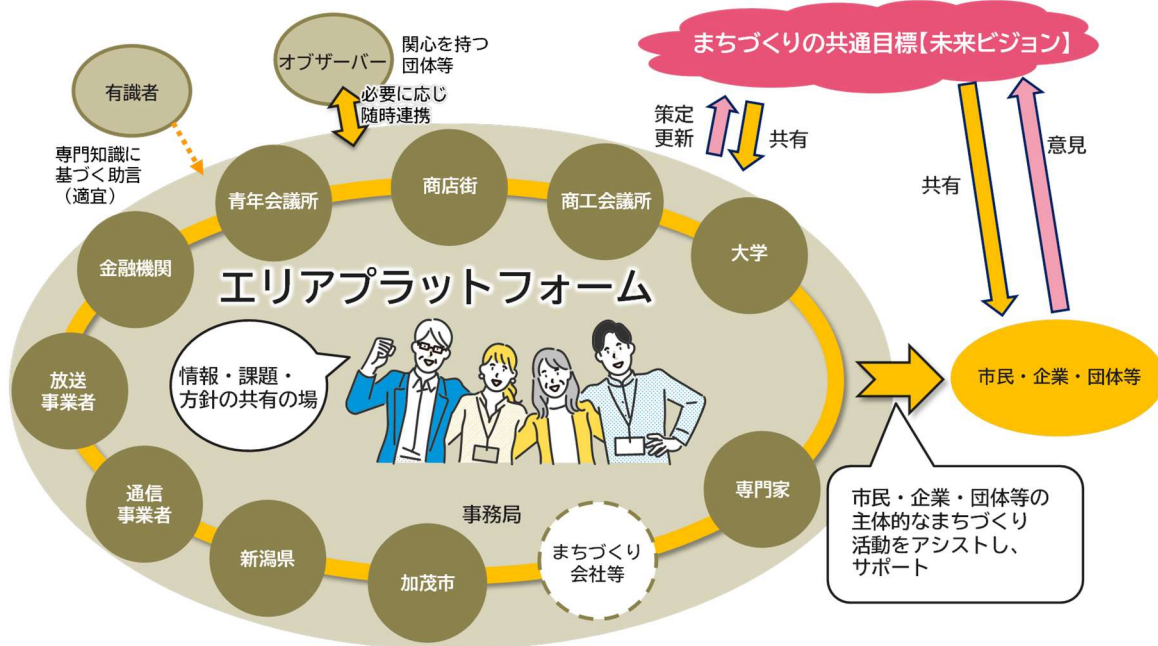
未来ビジョンでは、エリアの将来像である「まちまるごと、みちのえき」を実現するためのポイントを定め、推進する具体的な取組を記載します。

将来像実現のためのポイント		「まちまるごと、みちのえき」の機能	憩い・休息機能	加茂の情報発信機能	地域の連携機能
まち（商店街）	加茂のショーケースとなる飲食店や物販店や暮らしを支える生活サービスの拡充			●	●
	日常的な買い物のしやすさの向上				●
	人がいる日常風景を生み出す居場所づくり		●		●
	人中心の歩きやすいまちづくり				●
みず（加茂川）	四季を通した訪問目的の充実			●	●
	利活用を促す環境の整備			●	●
	多様な利用シーンが共存できるような利用区域の設定		●		●
	滞在環境の充実		●		
みどり（加茂山）	おもてなし、おでむかえなどホスピタリティの感じられる景観づくり			●	
	わかりやすい案内サインや情報発信などの充実			●	
	歴史文化的な環境と調和した憩いや佇み環境の充実		●		
	生物の多様性や自然体験などの環境学習の場や機会の充実				●
つながり	まち、みず、みどりをつなぐ仕掛けづくり			●	●
	おもてなし空間づくり活動の促進		●	●	
	若者を中心に、チャレンジする場や活躍の機会を提供する仕組みづくり			●	●
	まちづくりの新たな担い手を増やす取組みの充実				●

■将来像実現のための体制とロードマップ

①体制

市民・企業・団体などの主体的なまちづくり活動を推進するため、エリアプラットフォームによるアシストを行います。



②ロードマップ

10年後の「まちまるごと、みちのえき」の実現を目指して、できることから取組を実施していきます。



[出典：加茂駅周辺まちなかエリア未来ビジョン]

2-3 新しい子育て・健康づくり拠点の創出

加茂市では、「健康増進」「母子保健」「地域福祉」という主機能を軸に、多世代間交流にも資する施設の整備を進めるため、目指すべき施設像を明らかにするとともに、施設整備の基本的な考え方を示すものとして、「加茂市子育て・健康づくり拠点施設整備基本計画」を策定します。

この計画に沿って、加茂市子育て・健康づくり拠点の整備を目指します。

【加茂市子育て・健康づくり拠点施設整備基本計画で示すビジョン】

新施設の基本理念・基本方針

基本理念（子育て・健康づくりビジョン）

全世代の市民のこころとからだの健康づくりを総合的に支援する

基本方針1 『生涯を通じた健康づくり拠点』

基本方針2 『妊娠期から子育て家庭・子どもへの相談支援拠点』

基本方針3 『地域における健康危機管理対策の推進』

基本方針4 『あそびとまなび、多世代がつながる子育て支援拠点』

基本方針5 『つながり、支えあい 障がいのある人が安心して集える拠点』

新施設で実現を目指す機能

生涯を通じた健康づくり

健診や健康相談などの保健事業、こどもから高齢者までの多世代交流を通じたこころと身体の健康づくり支援を行います。

つながり、支えあい 障がいのある人が安心して集える

障害者手帳・福祉サービス利用の手続きや相談の窓口となり、障がいのある人のwell-being^{ウェルビーイング}と一緒に考えます。

妊娠期から子育て家庭・こどもへの相談支援

こどもと子育て家庭への相談・支援を行います。母子保健と児童福祉の連携・協働により一体的に実施します。

あそびとまなび 多世代がつながる子育て支援

こどもと子育て家庭のための日常的なあそびとまなび、交流の場を提供します。

※加茂市子育て・健康づくり拠点施設整備基本計画は現在策定中であり、ビジョンについても変更となる場合があります。（令和7年3月策定予定）

〔出典：加茂市子育て・健康づくり拠点施設整備基本計画〕

2-4 みんなが自由におでかけできる環境づくり

買い物や通院など生活面での公共交通の利便性を向上するため、加茂市地域公共交通計画において「みんなが自由におでかけできる環境づくり」を基本目標とします。この目標を実現するための様々な施策を実施します。

(1) かもんバス、かもんタクシーによる公共交通網の構築

- かもんバス、かもんタクシーの2階層の交通モードにより公共交通網を構築します。デマンド交通であるかもんタクシーで加茂市内全域をカバーしつつ、主要な軸（須田～中心市街地～七谷）はかもんバスを運行することで、公共交通空白地ゼロを今後も維持します。
- 市民のニーズや公共施設の再編に合わせて運行内容（ダイヤ、ルートなど）を改善します。
- かもんタクシーは、AI デマンドシステム導入による効率化などにより、みんなのおでかけニーズを満たせるよう、お断り件数ゼロを目指します。



▲公共交通の階層構造



▲AI デマンドシステムのイメージ

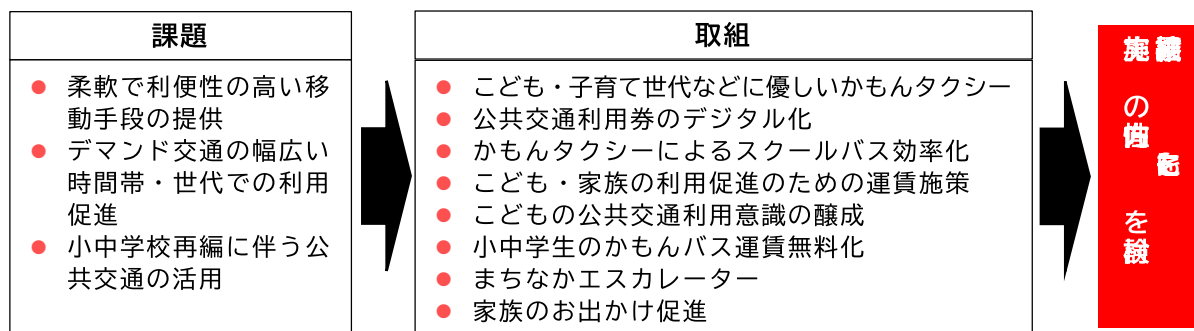
[出典：加茂市地域公共交通計画]

(2) 公共交通のリ・デザイン

- 公共交通の利便性・持続可能性・生産性の向上のため、事業の実証実験などを通して、公共交通のリ・デザイン（再構築）を目指します。

こども・子育て世代に優しい公共交通へのリ・デザイン事業（令和6年度実施）

こども・子育て世代の公共交通の利用を促進するため、同世代の課題を整理し、解決するための事業を実験的に実施する。



[出典：加茂市地域公共交通計画]

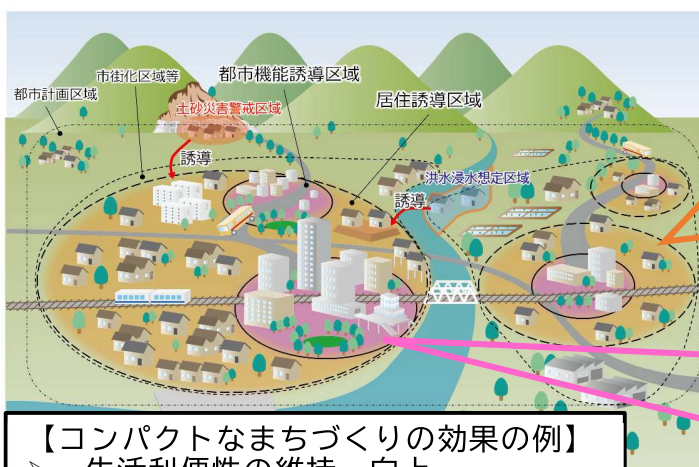
2-5 土地利用の適正化

立地適正化計画によるコンパクトなまちづくりの推進や都市計画制度の適切な運用により、土地利用の適正化を図り、持続的発展が可能なまちづくりを目指します。

(1) 立地適正化計画の策定

- 立地適正化計画は、居住を誘導するエリア（居住誘導区域）と都市機能を誘導するエリア（都市機能誘導区域）を定め、公共交通などにより生活利便施設にアクセスできるコンパクトなまちづくりを推進する計画です。
- コンパクトなまちづくりにより人口減少と少子高齢化に対応した持続的発展が可能な都市構造の再構築を目指します。

【立地適正化計画の策定イメージ】



【居住誘導区域】

望ましい区域の条件

- ・ 生活利便性が確保される区域
- ・ 都市機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域
- ・ 災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域

【都市機能誘導区域】

都市機能増進施設（誘導施設）の立地を誘導すべき区域

<都市機能の例>

行政機能・介護福祉機能・子育て機能・商業機能・医療機能・金融機能・教育文化機能

【コンパクトなまちづくりの効果の例】

- 生活利便性の維持・向上
- 地域経済の活性化
- 行政コストの削減など
- 地球環境への負荷の低減
- 居住地の安全性強化

[出典：国土交通省]

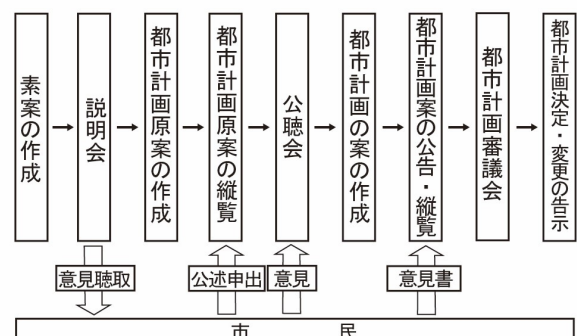
(2) 用途地域などの適切な指定

- 土地利用の方針に基づく土地利用の規制・誘導を行うため、適切に用途地域などの指定を行います。
- 須田第二工業団地は、拡張整備に合わせて工業の利便の増進を図るため、工業系用途地域の指定を行います。

【須田第二工業団地の拡張による工業系用途指定】



【用途地域指定などの都市計画決定の流れ】

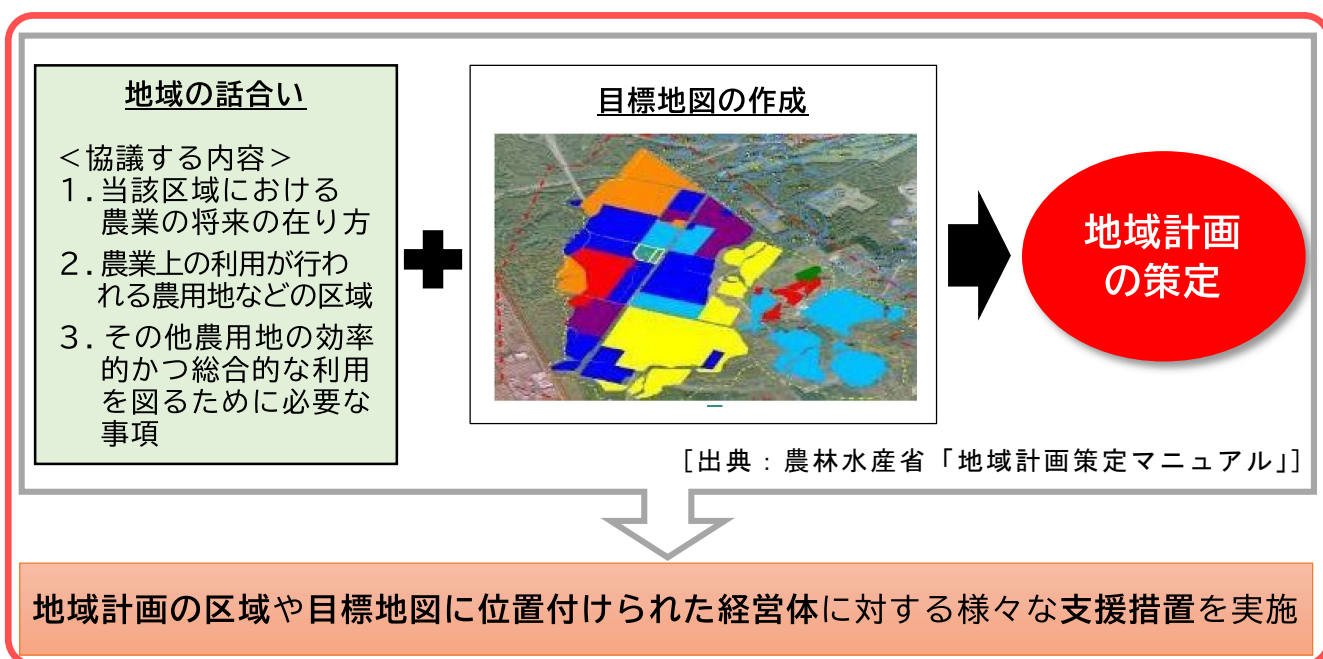


2-6 農地・農業保全の推進

農業従事者の高齢化や担い手不足などの課題に対応するため、市内4つの地域で地域計画を策定します。この計画に基づき、農地の集積、集約化に向けた取組を推進します。また、農地の保全に関して様々な支援の取組を引き続き実施します。

(1) 地域計画

- 地域計画は、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」の役割を担います。10年後に誰がどのように農地を使って農業を進めていくかについて地域で話し合うことにより取りまとめた内容と、農地の利用を明確化した「目標地図」から構成されます。
- 目標地図の実現を目指して、集約した農地で効率よく農作業ができるよう農地中間管理事業の活用により集積を進めていきます。



(2) その他農地保全に関する支援

多面的機能支払交付金

多面的機能を支える共同活動や地域資源（農地、水路、農道など）の質的向上を図る共同活動に対して支援する制度。

〈支援対象〉農地法面の草刈り、水路の泥上げ など

環境保全型農業直接支払交付金

平成23年度から国が実施している、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全などに効果の高い営農活動を支援する制度。

〈支援対象〉有機農業、堆肥の施用 など

中山間地域等直接支払制度

農業生産条件の不利な中山間地域などにおいて、集落などを単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それに従って農業生産活動などを行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み。

〈支援対象〉農業生産活動など（耕作放棄の発生防止活動、水路・農道などの管理活動）、多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物の作付） など

2-7 防災力の強化

加茂市では、防災力を強化するため、総合防災訓練・防災フェアの開催、防災士の資格取得や自主防災組織の支援などを行っています。また、信濃川水系（信濃川下流）において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進することを目的とした「信濃川水系（信濃川下流）流域治水協議会」に参画し、国・県・流域の市町村と連携しながら流域治水に取り組んでいます。

（１）総合防災訓練・防災フェアの実施

- 市民の防災意識の啓発と災害時における防災活動の円滑化を図るため、市民参加型の総合防災訓練・防災フェアを毎年実施します。



▲避難訓練



▲初期消火訓練



▲防災クイズ

（２）自主防災組織への支援

- 激甚化・頻発化する災害に対応するため地域の防災意識の向上や地域での自助、共助が重要視される中で、大きな役割を果たすのが自主防災組織です。
- 加茂市では、自主防災組織結成の促進や効果的・継続的な防災活動を行うことができるよう、以下の取組により、財政面や人材育成面を支援します。

■防災資機材整備事業

補助対象事業	補助対象経費
情報収集伝達活動資機材	携帯用無線、腕章などの整備に要する経費
消火活動資機材	消火器、防火衣、ヘルメットなどの整備に要する経費
水防活動資機材	土のう袋、ボートなどの整備に要する経費
救出・救護活動資機材	テント、ジャッキ、バールなどの整備に要する経費
生活維持活動資機材	給水タンク、緊急用ろ水装置などの整備に要する経費
その他資機材	防災倉庫など、その他市長が必要と認める経費

■防災訓練等事業

補助対象事業	補助対象経費
防災訓練活動	防災訓練の実施に関する経費
防災研修活動	防災知識の向上を目的とする研修会の開催又は参加に要する経費
その他活動	市長が認める経費

■防災士資格の取得

認定特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する防災士資格の取得にかかる経費

(3) 信濃川水系流域治水プロジェクト2.0【信濃川下流】の取組推進

- 信濃川水系（信濃川下流）流域治水協議会では、ハード・ソフト両面の対策を盛り込んだ流域治水プロジェクトを策定しました。このプロジェクトのもと、国・県・市町村・関係機関と連携の上、防災にかかる取組を推進します。



【具体的な対応内容】

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 河道掘削、堤防整備、護岸整備、橋梁架替、放水路整備
- 水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」の取組推進
- 既存ダムなど6ダムにおける事前放流などの実施、体制構築 など

■被害対象を減少させるための対策

- 立地適正化計画における防災指針の作成 など

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信、防災情報の充実
- 関係機関と連携した防災行動計画（タイムライン）の整備
- マイ・タイムラインの作成・普及支援
- 関係機関が連携した訓練の実施
- 小中学校などにおける水防災教育、出前講座などによる水防災に関する説明会の実施 など

[出典：信濃川水系流域治水プロジェクト2.0【信濃川下流】]

3. 連携と協働によるまちづくり

3-1 市民のまちづくりへの参画

- 本計画の方針に基づく各事業を実施する際には、計画策定段階から市民などの意見を十分に把握し、事業に反映していくため、アンケート調査、ワークショップ、地域別懇談会、パブリックコメントなどを実施し、市民が参加できる環境づくりを推進します。

3-2 官民連携の推進

- 公共施設の建設や維持管理などについては、民間の資金とノウハウを活用し、行政と民間が連携して公共サービスを提供する PPP/PFI 手法や指定管理者制度などを活用した民間活力の導入を推進します。また、クラウドファンディングなどの新たな手法の活用を検討し、質の高い公共サービスの提供を推進します。
- 都市再生特別措置法に基づく「都市再生推進法人制度」を活用し、まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有する民間のまちづくり団体を都市再生推進法人として指定し、まちのエリアマネジメント活動（公共空間の整備・管理、情報発信、イベントの実施など）を展開するまちづくりの新たな担い手づくりを検討します。
- 学生が有する若者の発想や活力をまちづくりに活用するため、新潟経営大学などの教育機関と連携し、中心市街地における賑わいづくり、観光資源の魅力づくりなどに取り組みます。
- 加茂駅周辺まちなかエリアにおいては、業種の垣根を超えた様々な主体が参画する「エリアプラットフォーム」を設立しています。その中で策定したエリアのまちづくりの指針となる「未来ビジョン」を踏まえながら、本計画の方針に基づき官民連携で各事業を推進します。

3-3 国、県、近隣市町との連携

- 広域的な交通ネットワークの形成、河川整備、観光振興、防災・減災対策などについては、国、県、近隣市町をはじめとする関係機関との連携強化により、早期の具体化や事業の実施、推進を図ります。

3-4 人材育成

- 加茂市が抱えるまちづくりに関する課題に対応していくとともに、本計画の方針に基づく各事業を推進するため、行政職員の資質・能力の向上や、各地域のまちづくり活動を支えるリーダーの育成など、加茂市の将来のまちづくりを担う新たな人材の育成を図ります。
- 地域のまちづくり活動を盛り上げていくため、加茂市が推進するまちづくりの方向性と整合した活動に取り組む団体や、地域住民団体などのまちづくり活動に対する様々な支援方策を検討していきます。

3-5 まちづくりに関する情報公開

- 都市計画の決定や変更、都市計画事業の実施などについては、加茂市の広報誌やホームページ、加茂市公式ソーシャルメディアなどを通じて、進捗状況などを定期的に情報公開することにより、まちづくりに関する情報を市民・事業者と共有していきます。
- まちづくりに関する各種データについては、公表可能なものをオープンデータとして加茂市のホームページなどで公開し、市民・事業者と情報を共有することにより、様々なまちづくり活動を支援していきます。

3-6 まちづくりのDXの推進

- 行政におけるDXの推進やデジタル技術を活用した都市のスマート化により、市民の利便性や行政サービスの向上を図りながら、市民の多様なニーズに対応した質の高い住環境づくりを推進します。
- 3D都市モデルを活用して、都市計画に係る施策の立案や分かりやすい防災情報の提供を行います。



▲3D都市モデル PLATEAU(プラトー)

3-7 まちづくり関連手法の活用

- 加茂市の将来都市像や方針などを実現する良好なまちづくりを進めるため、必要に応じて、用途地域の変更や、特別用途地区、特定用途制限地域、地区計画などの指定による土地利用の規制・誘導を検討します。また、市民によるまちづくりの取組を都市計画に反映できる「都市計画提案制度」の活用を検討します。

4. 計画の進行管理

4-1 庁内推進体制の確立

- 本計画の進行管理や、本計画に基づく各事業の推進にあたっては、庁内各課が連携しながら、総合的な視点でまちづくりを進める体制を確立します。また、庁内各課が共通認識を有し、効率的・効果的なまちづくりを進めながら、計画の実現を目指します。

4-2 PDCAサイクルによる進行管理

- 本計画は、令和26年度（2044年度）までの20年間を計画期間とした長期にわたる計画であることから、『Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）』のPDCAサイクルの考え方に基づき、長期的な計画の運用・管理のもと、各事業の段階的な評価・検証を行います。
- 本計画に基づく各事業の評価・検証については、「都市計画基礎調査」などの各種統計調査の実施サイクルを考慮し、おおむね5年ごとに実施することを基本とします。
- 各事業の進捗状況については、人口動態、居住の動向、土地利用の状況、都市機能や産業の状況、公共交通の状況などを定期的に把握・点検することにより、評価・検証を行います。
- 将来的な社会経済情勢の変化や法制度の改定、上位・関連計画の更新などを踏まえながら、適宜、計画の見直しを行います。

【PDCAサイクルによる計画の進行管理】

